



令和 4 年 12 月 26 日

東京都北区長 花川 與惣太 様

東京都北区公契約審議会長 沼田



令和 5 年度労働報酬下限額の設定方法について (答申)

令和 4 年 10 月 12 日付 4 北総契第 1778 号で諮問のありました標記の件につきまして、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等

(1) 熟練労働者及び一人親方に係る令和 5 年度の労働報酬下限額については、令和 5 年度に適用される東京都における各職種の公共工事設計労務単価を 8 時間で割り、90%を乗じた額とする設定方法が望ましい。

また、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない 4 職種については、各職種の業務内容に近いと考えられる職種と同様の単価とするという設定方法が望ましい。

※タイル工 ⇒内装工、屋根ふき工⇒板金工、建具工⇒内装工、建築ブロック工⇒石工

(2) (1) 以外 (労働者の合意の下、見習い・手元等と使用者が判断する労働者、年金等受給に伴い賃金を調整している労働者等) に係る令和 5 年度の労働報酬下限額については、令和 5 年度に適用される東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価を 8 時間で割り、70%を乗じた額とする設定方法が望ましい。

2 (1) 以外の特定労働者等 (委託、指定管理等に係る業務に従事する労働者) に係る令和 5 年度の労働報酬下限額については、北区会計年度任用職員 (事務補助) の令和 5 年度に適用される時間単価と同額とする設定方法が望ましい。

ただし、区外の施設に関する特定公契約に従事する特定労働者等については、従事する施設が所在する市町村の会計年度任用職員 (事務補助) の令和 5 年度に適用される時間単価と同額とする設定方法が望ましい。

